



シルバー人材センター
入会説明会

とき 毎月第2火曜午後2時～、
第2木曜午前10時～(当日直接
会場へ)
会場 かがやきプラザ4階(九
段南1-6-10)
対象 60歳以上の区内在住者
内容 事業概要や仕事内容、入
会手続きの説明
持ち物 筆記用具、住所・年齢
が分かる公的書類
問合せ シルバー人材センター
☎03-3265-1903



障害がある方への手当

問合せ 障害者福祉課給付・指導担当
☎03-5211-4128

障害のある方や難病医療費助成を受けている方などを対象にした手当の制度をご確認ください。

※施設や病院へ入所・入院中の方、本人または扶養義務者(障害者が20歳未満など)の所得が
限度額を超えている方は対象外

4月1日現在

制度[手当]名	手当月額	対象	年齢など	備考
国制度[特別障害者手当など]				
・特別障害者手当	3万450円	精神または身体に著しく重度の障害を有するため日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある方	20歳以上	指定の認定診断書(有料)により判定
・障害児福祉手当	1万6,560円		20歳未満	
・経過的福祉手当				新規申請不可
都制度 [重度心身障害者手当]	6万円	・重度の知的障害のため常時複雑な介護を必要とする程度の著しい精神状態にある方 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方 ・重度の肢体不自由で肢体の機能が失われ、座っていることが困難な程度以上の障害がある方	65歳未満	東京都心身障害者福祉センターでの判定
区制度[障害者福祉手当]		左の手帳などをお持ちの方	65歳未満	20歳未満の方で、保護者が児童育成手当(障害手当)を受給中の方は対象外
・身体障害者手帳1～2級	1万5,500円			
・愛の手帳1～3度				
・精神障害者保健福祉手帳1級				
・脳性まひ、進行性筋委縮症				
・指定難病受給者証等(東京都・小児慢性医療券の一部)	1万500円			
・身体障害者手帳3級				
・愛の手帳4度				

※各手当とも年度毎に所得状況調査があり、所得限度額を超えた場合は支給停止や資格喪失となる
※総所得金額などから各種控除あり

高齢者の在宅福祉サービス

■救急通報システム

自宅で緊急事態に陥ったときに、民間事業者が安全確認と迅速な対応、支援を行います。

対象 区内在住の65歳以上の1人暮らしや高齢者のみの世帯(日中または夜間に高齢者のみとなる世帯を含む)で、健康上注意を要する方

■自動通話録音機の設置

区が委託した事業者が訪問し、自動通話録音機を無料で設置します。着信時に「振り込め詐欺などの犯罪被害の防止のため、会話内容が自動録音されます」と警告し、通話を録音するので犯罪の抑止力になります。不具合が生じた場合は、3,000円で再設置します。

対象 区内在住の65歳以上の高齢者がいる世帯

■入院生活支援事業

区指定の事業者からヘルパーを派遣し、入退院時や一時外出時の付き添い、入退院時や入院中の生活援助(洗濯や買い物など)を行います。

対象 区内在住の65歳以上の1人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、区内または隣接する区の病院に入院した方

費用 かった費用の1割(230円から)

■紙おむつ支給

常時紙おむつを必要とされる方に、毎月1回、自宅などへ紙おむつを配達します。

対象 区内在住者で、次の①～②のいずれかに当てはまる方

- ①要介護1以上で、常時紙おむつを必要とする
- ②65歳以上の入院中の方で、疾病などにより①と同様の心身状態

費用 かった費用の1割(月1万600円まで)

※紙おむつを持ち込むことができない病院などに入院する場合は、現金助成制度(月1万3,200円まで)もあり

■訪問理美容サービス

理容店や美容院に行くことが困難な方の自宅に理容師または美容師が訪問し、調髪またはカット・ブローを行います。

対象 65歳以上の区内在住者で要介護3以上

費用 1回710円(年8回まで)

■寝具乾燥サービス

介護が必要な方の自宅から寝具を回収して乾燥、消毒などを行います。

対象 65歳以上の区内在住者で、次のいずれかに当てはまる方

- ・要介護3以上
- ・1人暮らしまたは高齢者のみの世帯で寝具の乾燥が困難

費用 かった費用の1割(1回630円から)

■救急医療情報キットの無料配布

自身の医療情報を入れる容器(救急医療情報キット)を配付します。救急隊員がその情報を確認することで、緊急連絡先への連絡もスムーズに行えます。

対象 65歳以上の区内在住者

配布場所 かがやきプラザ1階相談センター(九段南1-6-10)、高齢者あんしんセンター麹町(一番町12)、高齢者あんしんセンター神田(神田淡路町2-8-1)、出張所

■高齢者補聴器購入費助成

聴力の低下により日常生活に支障がある方で、新たに補聴器を購入する場合に費用の一部または全部を助成します。

対象 区内在住で、次のすべてに当てはまる方

- ・60歳以上
- ・聴覚障害による身体障害者手帳を持っていない
- ・中等度難聴と医師の診断を受けた
- ・過去にこの助成金の交付を受けていない

費用 助成額(上限額)

- ・住民税課税世帯7万2,450円
- ・住民税非課税世帯14万4,900円

※住民登録で同一世帯に含まれる方全員が審査対象

— いずれも —

申込方法 所定の申込書(問合せ先で配布)を直接問合せ先へ(代理申請可)

問合せ 在宅支援課在宅支援係 ☎03-6265-6482

〒102-0074九段南1-6-10かがやきプラザ1階